

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附プロモーション支援業務委託
担当部・課名	市民部 まちの活力創造課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	全日空商事株式会社デジタルマーケティングカンパニー E C ビジネス事業部／東京都港区東新橋 1-5-2
契約金額（税込）	1,617,000 円（単価契約）
契約締結日	2019 年 4 月 1 日
契約期間	2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日
根拠規定 (地方自治法施行令第 16.7 条の 2 第 1 項)	<p>■ 第 2 号</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p>
	<input type="checkbox"/> 第 3 号又は 4 号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合
	<input type="checkbox"/> 第 5 号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき
	<input type="checkbox"/> 第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 第 8 号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき
	<input type="checkbox"/> 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき
	ふるさとまちづくり応援寄附（以下「ふるさと納税」という。）について、より広く情報発信し、寄附件数を増加させるためには、インターネットを利用し、ふるさと納税制度を情報発信するポータルサイトの利用が有効かつ不可欠となっており、ふるさと納税ポータルサイト（以下「サイト」という。）を通じた、寄附サービスメニューの更なる充実が求められる。
	全国的に多くのふるさと納税の返礼品を紹介しており、利用している自治体が多く、寄附金の増収につながる P R 効果が高いサイトとして、全日空商事株式会社が運用する「ANA のふるさと納税」があり、当該サイトに情報を掲載するにあたっては、運営会社である上記事業者しか対応できない。
	以上のような理由により、上記事業者と地方自治法施行令第 16.7 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市生活困窮者自立支援弁護士業務委託
担当部・課名	福祉部・生活支援課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	大阪弁護士会 大阪市北区西天満1丁目12番5号
契約金額(税込)	654,000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>生活困窮者自立支援弁護士業務は、多様で複合的な問題を抱える生活困窮者の状態に応じ、専門的な知識に基づく法律相談を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的としております。</p> <p>大阪弁護士会では、生活困窮者に対して法律相談を行う弁護士に対しての研修や指導を行っており、法的知識のみならず福祉施策等の情報提供、相談のノウハウの提供、派遣弁護士の調整や弁護士の監督も行っております。これは、生活困窮者に対しての法律相談を安定的に提供する上で不可欠であり、大阪弁護士会と競合する事業者・団体は見当たりません。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは大阪弁護士会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同会と随意契約を行うものであります。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	平成31年度ホームレス巡回相談指導事業
担当部・課名	福祉部 生活支援課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	大阪府ホームレス総合相談指導事業共同運営団体代表 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
契約金額(税込)	19,982,375円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/>第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/>第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>制度開始となった平成16年度から大阪府社会福祉協議会、大阪社会福祉士会が大阪府のホームレス巡回相談事業を担ってきた。当所1,000人いたホームレスも現在は95人となり、確かな実績がある。</p> <p>協定を結んでいる大阪府下自治体の総意で当時業者との契約を輪番で行ってきた。当事業をおこなう事業者は他になく、引き続き、当時業者と随時契約を結ぶものである。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは大阪府ホームレス総合相談指導事業共同運営団体代表 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同法人と随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	介護保険電算処理委託料
担当部・課名	健康部 介護保険課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社日立システムズ 関西支社 大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
契約金額(税込)	501,012円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成31年12月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>介護保険電算処理業務は、株式会社日立製作所のグループ会社である株式会社日立システムズのシステムを通して介護保険電算処理業務を行っている。他業者では電算処理業務を行うことが不可能である。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	下水道使用料徴収業務委託
担当部・課名	事業部 下水道課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	大阪広域水道企業団 大阪府大阪市中央区谷町2-3-12 マルイト谷町ビル3階
契約金額(税込)	34,424,660円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定(地方公営企業法施行令第21条の14第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>■ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、下水道使用料徴収に係る業務である。</p> <p>下水道使用料はその性質上、水道料金と一緒に徴収事務を行うことでメータ検針や電算処理、料金収納といった事務を一元化でき、徴収に係るコストを大幅に削減できるため、従来本市において下水道使用料徴収事務は水道料金徴収事務を行っている水道業務課に委託していた。</p> <p>平成31年度より本市水道事業は大阪広域水道企業団へ移管し、水道料金徴収事務についても大阪広域水道企業団にて行うため、以降これらの業務を履行できるのは、公共的団体である大阪広域水道企業団以外にない。</p> <p>以上の理由により、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき、大阪広域水道企業団と随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	下水道電算処理システム元号変更対応業務委託
担当部・課名	事業部 下水道課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額(税込)	648,000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定(地方公営企業法施行令第21条の14第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
隨意契約理由	<p>本業務は、下水道事業の受益者負担金の賦課・収納等を行う電算システムの元号変更対応に係る業務である。</p> <p>2019年5月に元号が変更されることが政府から発表されており、それに伴うシステムの改修業務は遅滞なく行われなければならない。</p> <p>当システムは、受益者負担金導入当初より運用しており、本市の受益者負担金事務の専門性、特殊性を反映したシステム構築になっているとともに、当該業者がシステム導入に当たって設置工事等に携わっており、設備状況についても熟知している。</p> <p>当システムの運用中に不具合等の異常が発生した場合、迅速な対応及びシステム修正等が必要となり、それらの業務を履行できるのは、システム構築等を行った南大阪電子計算センター以外にはない。</p> <p>以上の理由により、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき、株式会社南大阪電子計算センターと随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	財務会計システム機器保守点検委託
担当部・課名	市長公室 秘書広報課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	(株)南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4-2-22
契約金額(税込)	1,445,688円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日~平成32年3月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>標記業務は、(株)南大阪電子計算センターが導入・構築した財務会計システムを構成するサーバ及びクライアント機器に係る保守業務であり、機器のみの保守に止まらず、同システムに用いられるソフトウェアを含めたシステム全体の保守を対象としているため、障害発生時の障害箇所の特定及び復旧に当たってはシステム調整を要するものである。また、障害発生時には復旧に向けた迅速な対応が必要不可欠であるため、同システムを導入・構築した(株)南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは(株)南大阪電子計算センターをおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	インターネットシステム保守業務委託
担当部・課名	市長公室 秘書広報課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	(株)南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4-2-22
契約金額(税込)	6,381,504円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>標記業務は、本市の情報化及び電子化を目的として構築されたインターネットシステムに係る保守業務であり、機器のみの保守に止まらず、同システムに用いられるソフトウェアを含めたシステム全体の保守を対象としているため、障害発生時の障害箇所の特定及び復旧に当たってはシステム調整を要するものである。また、障害発生時には復旧に向けた迅速な対応が必要不可欠であるため、同システムを導入・構築した(株)南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは(株)南大阪電子計算センターをおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	情報セキュリティ強化・資産管理システム保守委託
担当部・課名	市長公室 秘書広報課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	(株)南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市臨浜4-2-22
契約金額(税込)	817,128円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□運送又は保管をさせるとき</p> <p>□プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>標記業務は、平成27年度に総務省から発出された自治体情報セキュリティ強化対策事業に基づき、個人番号利用事務系システムのクライアント端末に対しての情報持ち出し制御設定による住民情報の流出防止のために導入・構築した、資産管理システムに係る保守業務であり、同システムに用いられるソフトウェアを含めたシステム全体の保守を対象としているため、障害発生時の障害箇所の特定及び復旧に当たってはシステム調整を要するものである。また、障害発生時には復旧に向けた迅速な対応が必要不可欠であるため、同システムを導入・構築した(株)南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは(株)南大阪電子計算センターをおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	情報セキュリティ強化・二要素認証システム保守委託
担当部・課名	市長公室 秘書広報課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	(株)南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4-2-22
契約金額(税込)	628,560円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□運送又は保管をさせるとき</p> <p>□プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>標記業務は、平成27年度に総務省から発出された自治体情報セキュリティ強化対策事業に基づき、個人番号利用事務系システムのクライアント端末に対しての利用者認証の強化を実施するために導入・構築した、二要素認証システムに係る保守業務であり、同システムに用いられるソフトウェアを含めたシステム全体の保守を対象としているため、障害発生時の障害箇所の特定及び復旧に当たってはシステム調整を要するものである。また、障害発生時には復旧に向けた迅速な対応が必要不可欠であるため、同システムを導入・構築した(株)南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは(株)南大阪電子計算センターをおいて他に行く、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	情報セキュリティ強化・ネットワーク分離機器保守委託
担当部・課名	市長公室 秘書広報課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	(株)南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4-2-22
契約金額(税込)	3,283,597円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>標記業務は、平成27年度に総務省から発出された自治体情報セキュリティ強化対策事業に基づき、マイナンバーによる情報連携に活用される LGWAN 環境のセキュリティ確保に資するために導入・構築した、ネットワーク分離機器に係る保守業務であり、機器のみの保守に止まらず、同システムに用いられるソフトウェアを含めたシステム全体の保守を対象としているため、障害発生時の障害箇所の特定及び復旧に当たってはシステム調整を要するものである。また、障害発生時には復旧に向けた迅速な対応が必要不可欠であるため、同システムを導入・構築した(株)南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは(株)南大阪電子計算センターをおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	団体内統合宛名利用番号連携サーバ保守業務委託
担当部・課名	市長公室 秘書広報課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	(株)南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4-2-22
契約金額(税込)	1,448,196円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>標記業務は、住民情報や税情報等を取り扱う本市の基幹系システムと国が構築した自治体中間サーバとの連携のために導入・構築したシステムの保守業務であり、同システムは本市住民の個人情報を取り扱うことから、システムの安定稼働及びセキュリティ確保が必要不可欠である。また、機器のみの保守に止まらず、同システムに用いられるソフトウェアを含めたシステム全体の保守を対象としており、障害発生時の障害箇所の特定及び復旧に当たってはシステム調整を要するため、障害発生時における復旧に向けた迅速な対応については同システムを導入・構築した(株)南大阪電子計算センター以外の事業者では不可能である。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは(株)南大阪電子計算センターをおいて他に行く、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	大阪版自治体情報セキュリティクラウドサービス利用料
担当部・課名	市長公室 秘書広報課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	(株)オプテージ 大阪府大阪市中央区城見2-1-5
契約金額(税込)	1,770,336円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>平成27年度に総務省から発出された自治体情報セキュリティ強化対策事業に基づき、大阪府が大阪版自治体情報セキュリティクラウド構築業者の入札を実施した結果、(株)ケイ・オプティコム(平成31年4月より「(株)オプテージ」に社名変更)が落札した。標記業務の構築に関しては大阪府が契約を交わし、運用にあたるサービス利用料に関しては大阪府下の各市町村が契約をすることとなったため、当該事業者以外の事業者ではサービス提供が不可能である。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	住民情報システム電子計算処理業務委託
担当部・課名	市長公室 秘書広報課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4-2-22
契約金額(税込)	31,835,504円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>標記業務は、住民情報や税情報等を取り扱う本市の基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものであり、同システムから出力される各種通知書及び納付書等の発行業務等が含まれるため、本市住民の個人情報を取り扱うことから、プライバシー保護やセキュリティ面を考慮した実施が求められる。また、発行業務に伴う電子計算処理によるシステム調整作業等が含まれているため、同システムを導入・構築し、保守の事業者でもある株南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは株南大阪電子計算センターをおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	声の広報製作業務委託
担当部・課名	市長公室 秘書広報課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	阪南市視力障害者福祉協会 阪南市箱作1033-41
契約金額（税込）	536,280円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本市は、市の提供する行政サービス、市内での行事、市民サークルの活動等に関する情報を視力障がい者に提供するため、阪南市視力障害者福祉協会に委託して、市の広報誌である「広報はんなん」（折り込みチラシを含む）に掲載した情報を音訳したものを作成し、毎月1回、1級及び2級の視力障がい者の希望者に郵送している。</p> <p>本市において、選定の条件を満たす事業者が阪南市視力障害者福祉協会の他にないことに加え、視力障がい者の立場をより理解する団体である同協会に委託することが視力障がい者のニーズにも適合し、かつ、視力障がい者の社会参加の促進及び福祉の向上に資することになる。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは、阪南市視力障害者福祉協会をおいて他になく、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	臨時職員等管理システム保守業務委託
担当部・課名	市長公室 人事課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	(株)エフエム 大阪府大阪市浪速区湊町1丁目3-1 湊町リバープレイス 7階
契約金額(税込)	885,600円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	現在運用している臨時職員等管理システム(Socia)は、(株)エフエムが開発したソフトウェアであり、他者に開発・保守委託業務を委託することができない。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは(株)エフエムにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	職員定期健診業務委託
担当部・課名	市長公室 人事課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	社会医療法人生長会 阪南市民病院 大阪府阪南市下出 17
契約金額(税込)	4,738,000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>事業主として毎年度、同時期に定期健康診断を実施し、職員に対し受診を勧奨するとともに、その結果に基づき適切な措置を講じる義務があり、職員の健診検査結果に基づく健康管理及び円滑な受診体制の整備等については特に重要とされているところである。</p> <p>なお、円滑な健診の実施に当たっては、次の点が必要不可欠である。</p> <p>①健診結果の精度に信頼性があること。</p> <p>②職員の健康管理を推進するため、健診結果に基づき速やかに医療サービスを受けることができるこ。</p> <p>③同時に職員が不在となることによる業務停滞を避けるため、長期間にわたる健診を効率よく実施できる施設、体制、医療スタッフを有すること。</p> <p>これらの条件を満たし、市が求める健診事業を柔軟に行うことができる業者は、市内に医療施設があり高い専門性を有する社会医療法人生長会阪南市民病院のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	P BX保守点検業務委託
担当部・課名	市長公室危機管理課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	西日本電信電話株式会社 大阪市都島区東野田町4丁目15番82号
契約金額(税込)	539,168円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成31年9月30日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>P BX(電話交換機)については、NTTファイナンス(株)とリース契約をしていますが、機器が西日本電信電話(株)製であるため、同機に関するノウハウを十分有しております、委託業務遂行が円滑にできるため、上記事業者しか考えられない。</p> <p>以上のような理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約する。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	防災行政無線（固定系）保守点検業務
担当部・課名	市長公室危機管理課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	イズミ総合システム株式会社 阪南市新町 71-1
契約金額（税込）	1, 350, 000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p> <p>防災行政無線及びJ-ALETRは、地震等災害発生時に速やかに市民に対して情報を伝達することから、システム及び機器に障害が発生したときには、24時間365日体制での緊急出動や点検等、迅速な対応が求められます。</p> <p>また、障害対応に欠かせない予備基盤・部品については、メーカーとの間で共有化を図り、早急な供給体制が必要です。</p> <p>そのため、業者選定については、本市デジタル防災行政無線及びJ-ALETRのメーカーである、パナソニックシステムネットワーク(株)の本市での唯一の特約店であり、また、防災行政無線操作卓及び遠隔制御装置、拡声子局やJ-ALETRシステムを熟知し、24時間体制による緊急対応も可能である上記事業者しか考えられない。</p> <p>以上のような理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約する。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	防災行政無線（移動系）保守点検業務
担当部・課名	市長公室危機管理課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	イズミ総合システム株式会社 阪南市新町 71-1
契約金額（税込）	910,980円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>防災行政無線移動系は、地震等災害発生時や停電などで、電話等が不通となった場合、市の防災拠点や避難所指定である小中学校に半固定型無線機を設置しており、唯一の通信手段としての機能を果たすことから、システム及び機器に障害が発生したときには、緊急出動や点検等、迅速な対応が求められます。</p> <p>また、障害対応に欠かせない予備基盤・部品については、メーカーとの間で共有化を図り、早急な供給体制が必要です。</p> <p>そのため、業者選定については、本市デジタル防災行政無線移動系のメーカーである、パナソニックシステムネットワーク(株)の本市での唯一の特約店であり、また、防災行政無線移動系の親局及び半固定局や子局等を熟知し、24時間体制による緊急対応も可能である上記事業者しか考えられない。</p> <p>以上のような理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約する。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	大阪版みなし仮設住宅制度に伴う賃貸借
担当部・課名	危機管理課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	室谷 雅美 大阪府阪南市黒田 450
契約金額(税込)	￥450,667-
契約締結日	平成 31 年 4 月 1 日
契約期間	契約締結の日から平成 31 年 9 月 19 日まで
根拠規定 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項)	<p>■ 第 2 号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第 3 号又は 4 号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第 5 号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第 8 号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	不動産の借入契約であり相手方が特定されるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約するものです。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	法律顧問契約
担当部・課名	総務部・総務課
契約相手方の名称 (商号) 及び所在地	弁護士法人 中央総合法律事務所 大阪府大阪市北区西天満2の10の2 幸田ビル11階
契約金額(税込)	1,080,000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本市では、平成30年度以前より法律顧問として中央総合法律事務所と契約をしている。この間、本市の業務について、既に訴訟係争中のものや係争に至らないまでも、係争を想定し、経過を見ながら法律相談しつつ対応をしているものもあることから、現時点において適切かつ迅速な対応のできる唯一の法律事務所である。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは同事務所をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	例規執務サポートシステム使用許諾契約
担当部・課名	総務部・総務課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	(株)ぎょうせい 関西支社 大阪市中央区谷町3丁目1番9号
契約金額(税込)	648,000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本市では、効率的な執務業務に資するため、例規の検索や編集等を円滑に行える阪南市例規データベースを備えている。このデータベースは、(株)ぎょうせいが独自に開発し、所有権を有する例規執務サポートシステムをもとにカスタマイズされたものである。</p> <p>本契約は、このシステムの使用許諾であり、同社以外との契約はできないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行うものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	例規データベース更新等業務委託
担当部・課名	総務部・総務課
契約相手方の名称 (商号) 及び所在地	(株)ぎょうせい 関西支社 大阪市中央区谷町3丁目1番9号
契約金額(税込)	単価契約(契約上限額: 2, 090, 000円)
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日~平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本市の例規データベースは、(株)ぎょうせいが独自に開発し、所有権を有する例規執務サポートシステムをもとにカスタマイズされたものである。このため、このデータベースを更新するためには、同システムを一部改変する必要があり、それを遂行できるのは、権利を有する同社をおいて他にない。</p> <p>以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	法制事務支援業務委託
担当部・課名	総務部・総務課
契約相手方の名称 (商号) 及び所在地	(株)ぎょうせい 関西支社 大阪市中央区谷町3丁目1番9号
契約金額(税込)	1, 296, 000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をせざるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	本業務は、別に締結する例規執務サポートシステムを使用して本市例規整備や法規業務の支援を迅速かつ適切に行うためのものである。同システムについては、(株)ぎょうせいが使用権を有している。このため、(株)ぎょうせいは、本業務を遂行できる唯一の会社であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	無料法律相談
担当部・課名	総務部 地域まちづくり支援課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	大阪弁護士会 大阪市北区西天満1丁目12番5号
契約金額(税込)	1,292,760円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日から平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>市民から法律的判断を必要とする相談を受けるという業務内容を鑑み、専門性が高く、適切な判断が必要となってくるため、その専門的な知識を身に付けている弁護士で組織され、また弁護士数も多く急な欠席等の場合にも、代替弁護士を臨時に派遣する等、安定した業務が行える。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは大阪弁護士会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	公会計システム保守業務委託
担当部・課名	総務部・行政経営室
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額(税込)	559,416円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>平成29年度までに、公会計における統一基準による財務書類の作成は、国主導により、全国の未実施自治体が一斉に行う。作業にあたっては、現行の財務会計システムと新規導入の公会計システムの整合性がとれることはもちろん、財務会計システムから公会計システムまで、新たな(発生主義に基づく)処理を支えるシームレスなサポートが不可欠である。以上から平成28年度において(株)システムディ製「PPP」の導入を行う。本業務は、当該システムを安定的に運用するために、定期的なメンテナンスを実施し、システム運用を正常かつ適正な状態に保つための業務であり、確実に実施する必要がある。加えて、運用中及び保守点検中に不具合等の異常が発生した場合、迅速な対応及びシステム修正等が必要となり、それらの業務はシステム構築した当該業者でなければ履行できない。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターを除いて他なく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市総合相談事業（人権相談）業務委託
担当部・課名	総務部人権推進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	阪南市人権協会 阪南市尾崎町35-1
契約金額（税込）	3,780,703円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>人権相談事業は相談者の複雑、多様な課題解決に向けて実効性のある予防・救済につなげていくことが必要である。相談業務に対するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成するうえでより妥当であり、施策の推進が期待される。</p> <p>阪南市人権協会は市民の人権意識の高揚と確立を図ることを目的として創設され、活動として「人権相談」「人権啓発」「住民の交流及び協働の促進」の施策に取り組むべきものとしており、中でも「人権相談」を重要施策として位置づけている。また、協会の構成団体及び個人の会員は、人権分野に関する豊富な専門知識や人権問題の事業対応にかかるノウハウを有している。</p> <p>本市では平成16年10月から、当協会に人権相談事業を委託しており、相談内容は、子ども・女性・高齢者・障がい者等に対する人権侵害の相談のみならず、健康不安、近隣トラブル等の悩みを抱えている人たちの身近な「駆け込み寺」として市民生活に根付いたものとなっている。地域での課題解決のためには、地域の団体で組織されている当協会を除いては本業務を委託できる団体等はない。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのは阪南市人権協会をおいて他なく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市DV被害者支援女性相談事業業務委託
担当部・課名	総務部人権推進課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	勝山ファミリーカウンセリングルーム 大阪市生野区勝山南1丁目15番17号
契約金額(税込)	3,462,341円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日~平成32年3月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/>第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/>第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>DV被害者支援女性相談事業は相談者の複雑、多様な問題解決に向けて実効性のある予防・救済につなげていくことが必要である。相談業務に対するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成するうえでより妥当であり、施策の推進が期待される。</p> <p>勝山ファミリーカウンセリングルームは、本市において長年「阪南市男女共同参画プラン推進会議」の委員長や「阪南市男女共同参画推進審議会」の会長を務めるとともに、「阪南市男女共同参画推進条例検討委員会」の委員長を務めるなどの実績があり、本市の現状や地域性、女性を取りまく環境や課題などについて理解が深い。また、母子生活支援施設の運営もしているため、DV被害者等の支援について豊富な専門知識を持ち、かつノウハウを有している。平成15年度から委託している「女性総合相談」のアンケート結果による相談者の満足度も高い。</p> <p>相談内容がDV被害者対応等の緊急を要する場合は、速やかに関係機関と連携を取り適切な対応が必要であり、その実績、ノウハウの蓄積、相談者からの信頼等を踏まえると、勝山ファミリーカウンセリングルームを除いては本業務を委託できる事業者等はない。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのは勝山ファミリーカウンセリングルームをおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	住民基本台帳ネットワークシステムソフトウェア保守契約
担当部・課名	市民部 市民課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額(税込)	1,005,696円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/>第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/>第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本契約の内容は、住民基本台帳ネットワークシステムの運用支援業務である。</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムの運用には、既存の住民基本台帳システム(COKAS-ADⅡ)に連動させる必要がある。ゆえに既存の住民基本台帳システムを委託している株式会社南大阪電子計算センターとの契約は必須であり、かつ株式会社南大阪電子計算センターは、障害発生による現地対応が迅速であり、ソフトウェア運用に関する指導、適用作業及び動作確認作業等についても問題はない。</p> <p>したがって、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他なく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	戸籍総合システム・ブックレスソフトウェア使用権許諾契約
担当部・課名	市民部 市民課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	富士ゼロックスシステムサービス株式会社 公共事業本部関西支店 大阪市西区土佐堀2丁目2番17号
契約金額(税込)	1,814,400円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本契約の内容は、戸籍システムを稼働するために必要なソフトウェア(戸籍総合システムブックレス)の使用権許諾についてである。</p> <p>ソフトウェアは、当該システムの導入業者により開発されたものであり、同ソフトウェア開発者が知的所有権を有し、他の業者のソフトウェアでは適合しない。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのは富士ゼロックスシステムサービス株式会社をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	戸籍総合システム・ブックレス保守サービス契約
担当部・課名	市民部 市民課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	富士ゼロックスシステムサービス株式会社 公共事業本部関西支店 大阪市西区土佐堀2丁目2番17号
契約金額（税込）	2,280,960円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をせらるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/>第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/>第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本契約の内容は、戸籍システムを良好な状態に保つために、システムを構成するソフトウェア（戸籍総合システムブックレス）及びハードウェア（装置）の保守サービス業務である。</p> <p>ソフトウェアは、当該システムの導入業者により開発されたものであり、保守サービスの対応を行うことが必須である。また、法改正・法務省基準仕様書改正等に伴い現在戸籍システムの基準書内ソフトウェアは隨時パッケージオーバーライト（上書き）が必須であるため、当システム構築業者の専門技術者でなければ対応できない。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのは富士ゼロックスシステムサービス株式会社をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	周辺環境調査等業務委託
担当部・課名	市民部 はんなん浄化センターMIZUTAMA館
契約相手方の名称(商号)及び所在地	一般財団法人日本環境衛生センター 川崎市川崎区四谷上町10番6号
契約金額(税込)	10,905,840円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日~平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、施設稼動後の周辺環境調査の実施および周辺環境保全委員会の資料作成等を行うものであり、当初の事前アセス調査の実施や施設基本計画を策定するなど施設の経年状況を的確に把握し、当該施設に係る多岐に亘る調査計画等を策定した一般財団法人日本環境衛生センターは、施設供用後のモニタリングとも位置付けられる同調査の大気質・水質・騒音等の現地調査について当該業者の有する測定器具及び手法を用いて調査することにより、その測定結果に基づく資料作成において、当該施設の立地以前からの周辺環境への影響に関して的確に報告する責務を果たすことができる唯一の業者である。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	脱水汚泥等処分業務委託
担当部・課名	市民部 はんなん浄化センターMIZUTAMA館
契約相手方の名称(商号)及び所在地	三重中央開発株式会社 三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地
契約金額(税込)	11,969,000円(執行予定額) @16,200円/t(し尿汚泥処分代), @32,400円/t(清掃汚泥処分代)
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日~平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をせざるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、し尿処理施設から日々発生する脱水汚泥を一般廃棄物処理施設において受入及び処分(汚泥の再生処理ほか)するもので、近畿圏内にあっては廃棄物処理法に基づく許可を有する施設をもつ業者が三重中央開発株式会社の一社のみであり、また、本市は前年度と同様に受入先の地元自治体である三重県伊賀市役所に対し、平成31年度一般廃棄物の継続搬入に伴う関係書類の提出を完了して既に搬入する一般廃棄物の種類及び処理量等の事前協議を終了していることから、同社は前述の脱水汚泥の受入及び処分について委託することができる唯一の業者である。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	プラント点検業務委託
担当部・課名	市民部 はんなん浄化センターMIZUTAMA館
契約相手方の名称(商号)及び所在地	水 i n g エンジニアリング株式会社西日本支店 大阪市淀川区西中島7-1-5辰野新大阪ビル
契約金額(税込)	19,332,000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日~平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、施設の運転管理業務と密接に関係しており、処理工程における各種プラント機器等について、正常に相互機能を発揮させ、安全かつ効率的、安定的な日常運転を確保し、施設の性能を定常的に維持しながら、スケジュール調整等を図り、部品交換等の年次点検業務を実施して周辺環境の保全に努め、寄与することが必要である。</p> <p>以上のことから、施設の運転管理業務受託業者であった水 i n g 株式会社のエンジニアリング事業承継会社である水 i n g エンジニアリング株式会社西日本支店が当該施設を円滑に運転しながら、本業務を実施できる唯一の業者である。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	運転管理等業務委託
担当部・課名	市民部 はんなん浄化センターMIZUTAMA館
契約相手方の名称(商号)及び所在地	水 i n g AM株式会社西日本支店 大阪市淀川区西中島7-1-5辰野新大阪ビル
契約金額(税込)	69,660,000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日~平成32年3月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、平成19年1月末に完成したし尿・浄化槽汚泥高級処理施設を、より効率的、効果的に運営することを目的に、運転管理、保守管理のみならず水質分析、物品等調達管理、薬品供給、設備点検整備等を含んだ包括的業務であり、将来的に性能発注を念頭に置いた業務である。</p> <p>この当該施設の能力を最大限効率的、効果的に発揮させるためには、当該施設を施工した株式会社荏原製作所の環境施設のオペレーション事業を承継する水 i n g AM 株式会社が、それに相応する技術や実績を有する唯一の事業者であるだけでなく、事故や故障等の未然防止を図れる運転技術等、さらには万一トラブルが発生した際の早急かつ適切な対応等が可能となる事業者であるため、短期、長期の両面から見てコスト削減が図られるものである。また、豊富な専門的知識を有する技術者の恒常的な配置は、当該施設を運営するうえで最も重要な事項の一つであり、現在の技術者が欠員した際にも、水 i n g AM 株式会社は、多数の技術者を保有しているため、安定して技術者の配置が可能である。緊急対応についても、西日本豪雨災害において、水 i n g AM 株式会社は速早い復旧と同時に街の復旧支援まで行っていることからも立証されている。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市観光プロモーション事業業務委託
担当部・課名	市民部 まちの活力創造課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	阪南市観光協会 阪南市尾崎町 2-2-11-201
契約金額(税込)	2,675,229 円
契約締結日	2019年4月1日
契約期間	2019年4月1日から2020年3月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、市の魅力を対外的に発信し、知名度を高めるとともに、地域の情報を発信していくことによる交流人口の増大を目指すものである。</p> <p>本市観光協会は、地域観光振興を推進する組織として、地域情報の発信や地域のイベントへの参画、新たな観光資源の磨き上げなど、地域観光の推進を図る団体である。この業務内容に鑑みると、阪南市の観光振興PRを十分に実施した上で、地域の観光資源の磨き上げや体験観光型集客イベント、PRグッズの作成・配布などを推進できる事業者は、阪南市観光協会以外はない。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは阪南市観光協会をおいて他なく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	就労生活相談業務委託
担当部・課名	市民部 まちの活力創造課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社テクノ経営総合研究所 大阪市中央区内平野町2丁目3番14号 ライオンズビル大手前
契約金額(税込)	734,400円
契約締結日	2019年4月1日
契約期間	2019年4月1日から2020年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□運送又は保管をさせるとき</p> <p>□プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本相談業務については、大阪府が国の交付金を活用して平成23年度まで行っていた相談業務であり、平成24年度から本市独自で事業を実施している。</p> <p>本相談業務の実施においては、専門的かつ高度な知識や経験を有するカウンセラーが、相談者に対し、短期的な支援ではなく、年度を跨いだ長期的かつ継続的な支援を行うことが不可欠である。</p> <p>以上のような理由により、本相談業務を委託できるのは株式会社テクノ経営総合研究所において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行うものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市総合相談事業（地域就労支援）業務委託
担当部・課名	市民部 まちの活力創造課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	阪南市人権協会 阪南市尾崎町 35 番地の 1
契約金額（税込）	2,323,085 円
契約締結日	2019 年 4 月 1 日
契約期間	2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日
根拠規定（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項）	<p>■ 第 2 号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第 3 号又は 4 号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバーパートナーセンター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第 5 号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第 8 号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、就職困難者に対して、一人ひとりに応じた雇用・就労の支援を図るとともに、住民が抱える生活上のさまざまな課題等を地域就労支援により、自らの主体的な判断によって課題を解決することができるよう支援することを目的とし、相談に対する適切な助言及び情報提供に関する業務を行うものである。</p> <p>阪南市人権協会は、平成 16 年 5 月に市民の人権意識の確立と高揚を図ることを目的に地域の団体が主体となり創設され、当協会の活動として「総合相談」「人権啓発」「住民の交流及び協働の促進」の施策に取り組むべきものとしており、その中でも特に地域就労支援事業を含む「総合相談」を重要施策として位置づけている。更に、当協会は、地域の団体により構成されていることから、市民に身近な「駆け込み寺」として市民生活に根付いたものとなっている。</p> <p>以上のことから、地域就労支援の相談事業の充実を踏まえると、地域に根差した、総合的かつ効果的な事業の実施が可能な団体は当協会において他なく、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附業務委託
担当部・課名	市民部・まちの活力創造課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	阪南市商工会 阪南市尾崎町 35 番地の 4
契約金額(税込)	85,267,000 円(単価契約)
契約締結日	2019 年 4 月 1 日
契約期間	2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日
根拠規定(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項)	<p>■第 2 号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第 3 号又は 4 号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第 5 号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 8 号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>全国のほとんどの自治体では、ふるさとまちづくり応援寄附の返礼品として、地元特産品を提供し寄附金の増収を図っている。</p> <p>本市の包括的な地元特産品を扱っているのは、阪南市商工会しかないので、本業務を委託できるのは阪南市商工会を置いて他になく、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附業務委託
担当部・課名	市民部 まちの活力創造課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社さとふる 東京都中央区京橋2丁目2番1号
契約金額(税込)	14,377,000円(単価契約)
契約締結日	2019年4月1日
契約期間	2019年4月1日から2020年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■第2号</p> <p>■契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□運送又は保管をさせるとき</p> <p>□プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	本業務委託は、ふるさとまちづくり応援寄附(以下「ふるさと納税」という。)受付ポータルサイト「さとふる」を通して、本市にふるさと納税した場合に、寄附受付から返礼品発注業務、受領証明書の発行、寄附者からの問合せ対応等の業務を、一括して代行するものであり、これら一連の業務は、運営会社である株式会社さとふるしか対応できない。以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社さとふるをおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附プロモーション支援業務委託
担当部・課名	市民部 まちの活力創造課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社トラストバンク／東京都渋谷区南平台町3番7号2F
契約金額（税込）	11,319,000円（単価契約）
契約締結日	2019年4月1日
契約期間	2019年4月1日から2020年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p>■契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□運送又は保管をさせるとき</p> <p>□プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>ふるさとまちづくり応援寄附（以下「ふるさと納税」という。）について、より広く情報発信し、寄附件数を増加させるためには、インターネットを利用し、ふるさと納税制度を情報発信するポータルサイトの利用が有効かつ不可欠となっており、ふるさと納税ポータルサイト（以下「サイト」という。）を通じた、寄附サービスメニューの更なる充実が求められる。</p> <p>全国的に多くのふるさと納税の返礼品を紹介しており、利用している自治体が多く、寄附金の増収につながるPR効果が高いサイトとして、株式会社トラストバンクが運営する「ふるさとチョイス」があり、当該サイトに情報を掲載するにあたっては、運営会社である上記事業者しか対応できない。</p> <p>以上のような理由により、上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附プロモーション支援業務委託
担当部・課名	市民部 まちの活力創造課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社アイモバイル／東京都渋谷区桜丘町 22-14 N.E.SビルN棟 2F
契約金額(税込)	1,293,600 円 (単価契約)
契約締結日	2019年4月1日
契約期間	2019年4月1日から 2020年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>ふるさとまちづくり応援寄附(以下「ふるさと納税」という。)について、より広く情報発信し、寄附件数を増加させるためには、インターネットを利用し、ふるさと納税制度を情報発信するポータルサイトの利用が有効かつ不可欠となっており、ふるさと納税ポータルサイト(以下「サイト」という。)を通じた、寄附サービスメニューの更なる充実が求められる。</p> <p>全国的に多くのふるさと納税の返礼品を紹介しており、利用している自治体が多く、寄附金の增收につながるPR効果が高いサイトとして、株式会社アイモバイルが運営する「ふるなび」があり、当該サイトに情報を掲載するにあたっては、運営会社である上記事業者しか対応できない。</p> <p>以上のような理由により、上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市市税等収納業務委託
担当部・課名	市民部 税務課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	りそな決済サービス株式会社 東京都江東区木場 1-5-25
契約金額(税込)	税別 18,600 円(月額基本料金)、収納1件当たり税別 55 円
契約締結日	平成 31 年 4 月 1 日
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	当該業務は、本市と契約先の間でデータ形式に合わせて電算処理システムを構築しており、収納代行会社が変更となった場合は、現行システムが適合しなくなり、収納処理ができなくなる。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは、りそな決済サービス株式会社において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	評価基図データ編集業務委託
担当部・課名	市民部・税務課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	朝日航洋株式会社 大阪府吹田市垂水町3丁目35番31号
契約金額(税込)	¥3,773,000-
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日から平成32年3月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	朝日航洋株式会社は、地理空間情報分野のリーディングカンパニーとして、阪南市で現存するすべての分合筆登記をデジタルデータ化し、地番図と位置情報を組み合わせることで、同社にしか提供できない地理情報システム(GIS)として動作する固定資産評価支援システムを構築しているため、朝日航洋株式会社だけが地番図修正が可能である。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは朝日航洋株式会社をおいて他なく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	土地（宅地）評価業務委託
担当部・課名	市民部・税務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	朝日航洋株式会社 大阪府吹田市垂水町3丁目35番31号
契約金額（税込）	¥7,128,000-
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日から平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input checked="" type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバーハウス等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>朝日航洋株式会社は、地理空間情報分野のリーディングカンパニーとして、阪南市で現存するすべての分合筆登記をデジタルデータ化し、地番図と位置情報を組み合わせることで、同社にしか提供できない地理情報システム（G I S）として動作する固定資産評価支援システムを構築しており、土地の補正や路線価格の計算も同システムを基に計算根拠を持っているため、朝日航洋株式会社だけが評価業務が可能である。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは朝日航洋株式会社をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	国税連携ASPサービス提供業務
担当部・課名	市民部・税務課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	日本電気株式会社 関西支社 大阪市中央区城見1丁目4番24号
契約金額(税込)	¥1,046,400-
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日から平成32年3月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input checked="" type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>国税連携ASPサービス提供業務は、地方電子化協議会よりe-L-TAX導入ガイドラインに双方のサービスについては、同一e-L-TAXベンダであることとされていることから、既にASPサービス(年金特徴、国税連携サービス)を受けているベンダ(日本電気株式会社関西支社)との契約となる。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは日本電気株式会社関西支社をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	電子申告A S Pサービス提供業務
担当部・課名	市民部・税務課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	日本電気株式会社 関西支社 大阪市中央区城見1丁目4番24号
契約金額(税込)	¥1,308,000-
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日から平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>電子申告A S Pサービス提供業務は、地方電子化協議会よりe L-TAX導入ガイドラインに双方のサービスについては、同一e L-TAXベンダであることとされていることから、既にA S Pサービス(年金特徴、国税連携サービス)を受けているベンダ(日本電気株式会社関西支社)との契約となる。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは日本電気株式会社関西支社をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	粗大ごみ収集運搬業務委託
担当部・課名	市民部・資源対策課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社ユニティ 大阪府阪南市黒田 348 番地
契約金額(税込)	単価契約(上限 41,928,000 円)
契約締結日	平成 31 年 4 月 1 日
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
根拠規定(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項)	<p>■ 第 2 号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第 3 号又は 4 号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第 5 号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 8 号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>粗大ごみ収集運搬業務の委託につきましては、一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の規定に基づいた書面がし尿処理業者から提出され、検討を重ねた結果、本業務委託の結論に達しました。業務委託開始後は、委託料等の見直しを行い、現在に至っているものであります。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社ユニティをおいて他なく、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	指定ごみ袋配布等業務委託
担当部・課名	市民部・資源対策課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	阪南市商工会 大阪府阪南市尾崎町35番地の4
契約金額(税込)	単価契約(上限1,989,000円)
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>指定ごみ袋の販売店への配布及び管理業務につきましては、ごみ袋等を販売している市内57店舗(平成31年1月29日現在)の多くが阪南市商工会の加盟店であり、商工会は販売店との迅速な連絡や、急を要する注文・配送などにも対応でき、地元に密着した市内販売店を支援する非営利団体として地域の経済活動に取り組んでいます。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは阪南市商工会をおいて他なく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	紙製容器包装類等再資源化処理委託契約
担当部・課名	市民部・資源対策課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社阪南リサイクルセンター 大阪府阪南市尾崎町5丁目42番5号
契約金額（税込）	単価契約（上限4,173,000円）本市歳入
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□運送又は保管をさせるとき</p> <p>□プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>紙製容器包装類等再資源化処理につきましては、収集日程表に基づき収集車全車が収集した5品目（紙製容器包装類、古紙、ダンボール、古着・古布、紙パック）を、収集日当日に処理する必要があることから、市内に施設を有しあつ全量を受け入ることができる能力及び計量機等を所有していかなければならない。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社阪南リサイクルセンターをおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	地域活動支援センター事業委託
担当部・課名	福祉部市民福祉課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	社会福祉法人日本ヘレンケラー財団 大阪市阿倍野区昭和町3丁目4番27号
契約金額(税込)	21,573,000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、地域活動支援センター事業(I型)「基礎的事業」に加え、「機能強化事業」「リハビリテーション事業加算(機能強化事業加算)」の事業である。</p> <p>「基礎的事業」は障がい特性にあわせた創作的活動・レクリエーション・音楽療法・囲碁将棋、地域との交流会などの実施であり、「機能強化事業」は精神保健福祉士による相談事業、看護師又は嘱託医による健康指導、社会適応訓練(調理実習・書道・茶道等)、障がい福祉講座(啓発及びボランティア育成目的)の開催、「リハビリテーション事業加算(機能強化事業加算)」は、重度身体障害者への介護サービス・看護師による健康管理・健康相談・たん吸引等医療的ケア、作業療法士、言語聴覚士によるリハビリテーションの業務である。他市における地域活動支援センター事業は(I型)「基礎的事業」の実施のみで、「機能強化事業」「リハビリテーション事業加算(機能強化事業加算)」事業を実施しているのは府下では本市のみである。精神保健福祉士、看護師、作業療法士、言語聴覚士を配置しなければこれら事業は実施できない。これら事業を総合的に実施できるのは社会福祉法人日本ヘレンケラー財団のみであることから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	相談支援事業業務委託
担当部・課名	福祉部市民福祉課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	社会福祉法人日本ヘレンケラー財団 大阪市阿倍野区昭和町3丁目4番27号
契約金額（税込）	6,711,000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	相談支援事業は、身体障がい、精神障がい、知的障がいの各障がい特性によって、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、その他障がい者のために必要な支援を行う業務である。本事業の実施には、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員、介護支援専門員の配置を必要としている。人員配置を含め、本事業を総合的に実施できるのは社会福祉法人日本ヘレンケラー財団のみであることから、167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	コミュニティソーシャルワーカー業務委託
担当部・課名	福祉部・市民福祉課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	(福) レーベンダンク 阪南市尾崎町204番地の6 (福) 光生会大阪 阪南市貝掛179番地の4 (福) 大泉会 阪南市下出513番地の1 (福) 玉田山福祉会 阪南市石田738番地の4
契約金額(税込)	4,320,000円×4施設=17,280,000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をせざるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>「第3期阪南市地域福祉推進計画及び同実施計画」において、4つの保健福祉圏域(尾崎・西鳥取・下荘・東鳥取各地区)ごとに身近な相談窓口として「いきいきネット相談支援センター」の設置を掲げており、各地域で高齢者福祉施設を運営している社会福祉法人に、いきいきネット相談支援センター相談員(コミュニティソーシャルワーカー)の配置を委託している。</p> <p>4つの保健福祉圏域ごとに設置しているいきいきネット相談支援センターは、地域における身近な相談窓口として、市民の様々な相談に応じ、かつ地域の関係機関・団体との連携ネットワークを構築してきた実績があり、また地域の人たちにもすぐに相談できる施設(員)としての認識が広まっている。</p> <p>以上のことから、地域福祉をさらに推進する上で「(福) レーベンダンク ライフケア尾崎・(福) 光生会大阪ピープルハウス阪南・(福) 大泉会メデケアタマイ・(福) 玉田山福祉会 玉田山荘」以外に、契約できない状況であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	地域力強化推進事業業務委託
担当部・課名	福祉部・市民福祉課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会 阪南市尾崎町1丁目18番15号
契約金額（税込）	7,668,000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	地域共生社会の実現を目指し、これを確実なものとするために、市民の身近な圏域で市民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりが急務となっている。この度のモデル事業の実施により、市として、課題としてきた地域資源等と連携して地域課題に関心を持つための学びや意識醸成を目的とする「福祉を文化にプロジェクト（市民向け学習会、座談会）」の実施、小学生の地域参加や次世代育成として「子ども福祉委員」の拡大、身近な場所で多世代が集う「多世代交流サロン」の設置、さらに小地域における拠点づくりなどの事業を本市における福祉課題を踏まえた上で、総合的、体系的に実施できるのは、社会福祉法人阪南市社会福祉協議会のみであることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業業務委託
担当部・課名	福祉部・市民福祉課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会 阪南市尾崎町1丁目18番15号
契約金額(税込)	4,503,303円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/>第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/>第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	地域共生社会の実現を目指し、これを確実なものとするために、市民の身近な圏域で市民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりが急務となっている。この度のモデル事業の実施により、市として、課題としてきた地域資源等と連携して地域課題に関心を持つための学びや意識醸成を目的とする「福祉を文化にプロジェクト(市民向け学習会、座談会)」の実施、小学生の地域参加や次世代育成として「子ども福祉委員」の拡大、身近な場所で多世代が集う「多世代交流サロン」の設置、さらに小地域における拠点づくりなどの事業を本市における福祉課題や地域力強化事業を踏まえた上で、阪南市役所各課との連携など総合的、体系的に実施できるのは、社会福祉法人阪南市社会福祉協議会のみであることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	生活保護等版レセプト管理クラウドサービス業務委託
担当部・課名	福祉部 生活支援課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	富士通エフ・アイ・ピー株式会社 関西支社 大阪市北区中之島2丁目2番2号
契約金額(税込)	654,000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>生活保護等版レセプト管理システムは、厚生労働省が富士通株式会社に開発契約を受注し、開発を行ったシステムである。本市においては、平成22年度に医療機関等、審査支払機関と福祉事務所との間のレセプトの提出及び受領についての電子化対応に関するシステムを富士通エフ・アイ・ピー株式会社から購入したが、OS自体のサポート終了に伴い、平成29年度より、生活保護業務等において、医療機関等から社会保険診療報酬支払基金を経由し、送受信するレセプトデータについて、LG-WAN回線を使用するクラウドサービスを利用して通信を行う生活保護等版レセプト管理クラウドサービスを導入している。</p> <p>富士通エフ・アイ・ピー株式会社は、レセプト電子化対応に関するシステム業務を行っている唯一の事業者であり、以上のような理由により、本業務を委託できるのは富士通エフ・アイ・ピー株式会社をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	介護保険事務処理電算機器保守委託
担当部・課名	健康部 介護保険課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社日立システムズ 関西支社 大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
契約金額(税込)	3,263,976円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成31年12月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき<input checked="" type="checkbox"/>特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき<input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき<input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき<input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき<input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき<input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき<input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき<input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	介護保険事務処理システムは、開発元が異なる他業者ではシステム保守作業が不可能であり、開発元の株式会社日立製作所のグループ会社である株式会社日立システムズでなければ保守作業ができない。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

随意契約案件及び理由書

契約案件名	介護給付費審査支払手数料
担当部・課名	健康部 介護保険課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	大阪府国民健康保険団体連合会 大阪市中央区常磐町1丁目3番8号
契約金額(税込)	3,700,000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>■ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	介護保険サービス事業者がサービス提供した後の審査及び支払いは、大阪府国民保健団体連合会しか行っていない。従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	介護予防拠点事業運営業務委託
担当部・課名	健康部 介護保険課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	特定非営利活動法人 くらしのたすけあい えぷろんの会 阪南市光陽台1丁目16-10
契約金額(税込)	4,954,128円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をせざるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>介護保険地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)の一環として、介護保険の第1号被保険者を対象に市町村が行う介護予防事業であり、阪南市内で介護保険事業所としての実績があることから、介護予防拠点事業運営業務委託ができる唯一の団体は、特定非営利活動法人 くらしのたすけあい えぷろんの会である。</p> <p>従つて、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	介護予防事業運営業務委託
担当部・課名	健康部 介護保険課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会 阪南市尾崎町1丁目18番15号
契約金額(税込)	3,269,724円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本事業は介護保険地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の一環として、より早期に介護予防の重要性についての理解を深めるため、一般高齢者を対象に、地域で介護予防事業を実施してきた実績から、介護予防事業運営業務委託ができる唯一の団体は、社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会である。</p> <p>従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	在宅医療・介護連携推進事業業務委託
担当部・課名	健康部 介護保険課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	一般社団法人 泉佐野泉南医師会 泉佐野市湊1丁目1番30号
契約金額(非課税)	1, 696, 091円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>介護保険法第115条の45第2項第4号に基づき、在宅医療・介護連携推進事業業務委託ができる唯一の団体は、これまで地域医療を推進してきた実績のある一般社団法人泉佐野泉南医師会である。</p> <p>従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	生活支援・介護予防サービス協議体運営業務委託
担当部・課名	健康部 介護保険課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会 阪南市尾崎町1丁目18番15号
契約金額(非課税)	4,200,000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>介護保険法の改正に基づく「介護予防・日常生活支援総合事業」では、「介護予防給付」から「住民主体の支援」など多様なサービスにより、個別ニーズに即した柔軟なサービスに移行することとしている。</p> <p>生活支援・介護予防サービス協議体運営業務委託ができる唯一の団体は、「住民主体の活動」のコーディネートを行ってきた実績のある社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会である。</p> <p>従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	生活支援・介護予防サービス協議体（第2層圏域生活支援コーディネーター配置）運営業務委託
担当部・課名	健康部 介護保険課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会 阪南市尾崎町1丁目18番15号
契約金額（非課税）	7,037,038円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>高齢者の日常生活支援及び介護予防に係る体制整備を促進する必須事業として、平成28年2月に生活支援・介護予防サービス協議会を設置し、同年4月からは社会福祉法人阪南市社会福祉協議会への委託により、第1層（市全域）コーディネーターを配置し、協議会事務局運営と、本市の社会資源の把握やインフォーマルサービスの開発、「担い手の養成」の開催、「住民主体による支援」を立ち上げる住民団体の支援などを行い、活動実績を上げてきた。今後、第1層コーディネーターの活動とともに、これから各日常生活圏域で、利用者や地域のニーズと取組みのマッチングを行う第2層圏域コーディネーターの配置が必須となっている。</p> <p>これまで本市の地域福祉における専門性と活動実績から、生活支援・介護予防サービス協議体（第2層圏域生活支援コーディネーター配置）運営業務委託ができる唯一の団体は、社会福祉法人阪南市社会福祉協議会である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	特定健康診査業務委託（個別健診）
担当部・課名	健康部・保険年金課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般社団法人 大阪府医師会 大阪市天王寺区上本町2丁目1番22号
契約金額（税込）	15,317,700円（単価契約）
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>■ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という。）は、公法人である公益社団法人日本医師会の下部組織であり、府内のほとんどの医療機関が所属している。</p> <p>また特定健康診査制度開始時から大阪府市長会及び大阪府町村長会が所属する市町村国保の特定健康診査委託先となっており、特定健康診査実施における技術や知識も有している。</p> <p>本市国民健康保険における本事業の対象者は約10,500人であり、対象者の健診機会や健診内容の質を確保するためには、大阪府医師会との委託契約は不可欠である。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	特定健康診査業務委託（集団健診）
担当部・課名	健康部・保険年金課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般財団法人 大阪府結核予防会 大阪市中央区道修町4丁目6番5号
契約金額（税込）	14,690,200円（単価契約）
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日

根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を卖払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p>
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき
	<p>本市国民健康保険における本事業の対象者は約10,500人であり、国が推奨するがん検診との同日受診を実施するには集団健診の開催は不可欠である。</p> <p>一般財団法人大阪結核予防会は、一般社団法人大阪府医師会に加盟している健診機関であり、他自治体等でも多くの集団健診実施の実績がある。</p> <p>また、本市でも以前から基本健康診査や他のがん検診を保健センターで実施しており、複数のがん検診等を同時に受診可能とする本市の集団健診は他の事業者では実施できない。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	特定健康診査・特定保健指導等費用支払業務委託
担当部・課名	健康部・保険年金課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	大阪府国民健康保険団体連合会 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通F Nビル内
契約金額(税込)	644,358円(単価契約)
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>■ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>大阪府国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)は、国民健康保険法第83条に基づく公法人である。</p> <p>連合会は、特定健康診査等データ管理システムの運営元であり、大阪府内の特定健診実施機関のほぼ全数の健診結果のデータ管理及び支払業務を行っており、連合会以外では、数多くの特定健診実施機関からのデータの運用、支払業務の代行を行うことはできない。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	特定健診システム受診券発送業務
担当部・課名	健康部・保険年金課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額(税込)	791,899円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日~平成32年3月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	本市の国民健康保険業務に係る資格管理等のシステム及び特定健康診査・特定保健指導システムは、株式会社南大阪電子計算センターが開発・運用しており、本事業で必要な最新の異動情報及び送付先住所情報等を利用した特定健診受診券の交付・発送業務は、他の事業者では実施できない。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	特定健診・特定保健指導システム機器保守委託
担当部・課名	健康部・保険年金課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額(税込)	550,641円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	本市の国民健康保険業務に係る資格管理等のシステム及び特定健康診査・特定保健指導システムは、(株)南大阪電子計算センターが開発・運用しており、本事業については、特定健康診査・特定保健指導システムの運用に欠かすことができず、また他の事業者では実施できない。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	国民健康保険人間ドック等業務委託
担当部・課名	健康部・保険年金課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	阪南市民病院 他29健診機関 阪南市下出17番地
契約金額(税込)	27,031,500円(単価契約)
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日~平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/>第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/>第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>人間ドック等の健診は一件当たりに要する時間が長く、単一健診機関では実施可能な件数が限られており、より多くの健診機関での実施が不可欠である。</p> <p>また本事業の一部は特定健康診査を兼ねており、特定健康診査実施における技術や知識も有している必要がある。</p> <p>本事業の契約相手方である健診機関は、いずれも人間ドック・脳ドック学会が提唱する標準的な実施項目、及び大阪府が標準規定とする特定健康診査内容の健診機能を備えており、これらの健診機関でなければ本事業を実施することができない。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	療養の給付に関する費用の請求に係る審査事務及び診療報酬の支払事務委託
担当部・課名	健康部 保険年金課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	大阪府国民健康保険団体連合会 大阪市中央区常盤町 1-3-8
契約金額(税込)	7,949,713 円(単価契約)
契約締結日	平成 31 年 4 月 1 日
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
根拠規定 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項)	<p>■ 第 2 号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>■ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第 3 号又は 4 号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第 5 号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 8 号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>大阪府国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)は、国民健康保険法第 83 条に基づく公法人であり、同法第 84 条の規定により、本市単独で脱退することができない(強制加入)。</p> <p>また、連合会に本業務を委託することで統一的かつ円滑に行うことができ、連合会以外での保険医療機関等に対する審査、支払い等を行うことはできない。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	第三者行為による損害賠償請求権の行使に関する事務委託
担当部・課名	健康部 保険年金課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	大阪府国民健康保険団体連合会 大阪市中央区常盤町1-3-8
契約金額(税込)	657,000円(単価契約)
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日~平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/>特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>■ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>大阪府国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)は、国民健康保険法第83条に基づく公法人であり、同法第84条の規定により、本市単独で脱退することができない(強制加入)。</p> <p>連合会は診療報酬支払業務等を実施しており、業務を統一的かつ円滑に行うことができる唯一の団体である。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	保険者事務共同電算処理等事業委託
担当部・課名	健康部 保険年金課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	大阪府国民健康保険団体連合会 大阪市中央区常盤町 1-3-8
契約金額（税込）	6,980,000 円（単価契約）
契約締結日	平成 31 年 4 月 1 日
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
根拠規定 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項)	<p>■ 第 2 号</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき ■ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <input type="checkbox"/> 第 3 号又は 4 号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 <input type="checkbox"/> 第 5 号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき <input type="checkbox"/> 第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき <input type="checkbox"/> 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき <input type="checkbox"/> 第 8 号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき <input type="checkbox"/> 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	<p>大阪府国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、国民健康保険法第 83 条に基づく公法人であり、同法第 84 条の規定により、本市単独で脱退することができない（強制加入）。</p> <p>また、連合会は本業務を統一的かつ円滑に行うことができ、連合会以外での保険医療機関等に対する支払い、資格審査等を行うことができない。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	国民健康保険料等収納業務委託
担当部・課名	健康部 保険年金課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	りそな決済サービス株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号
契約金額(税込)	1,144,000円(単価契約)
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日~平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input checked="" type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	本市電算システムは、りそな決済サービス(株)のデータ形式に合わせて構築されている。そのための収納代行会社が変更となった場合は、システムが機能しない。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によりりそな決済サービス(株)と随意契約するものである。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託
担当部・課名	健康部・保険年金課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	ジェイエムシー株式会社 大阪市中央区平野町3-3-8 淀屋橋辻梅ビル4F
契約金額(税込)	4,368,600円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p> <p>保険給付費等交付金特別交付金(先駆的な取組促進事業)を活用した本事業の実施においては、平成30年度事業参加者を含む各年度の事業参加者の経年的な健診データ及び医療費データ、指導内容の継続性を把握・分析する必要がある。また事業効果の検証のため、複数年に渡り同水準での指導を実施しなければならない。</p> <p>当該契約相手方であるジェイエムシー株式会社は、平成30年度本事業の実施委託先であり、平成30年度事業参加者における詳細な指導内容データを保有する唯一の事業者であり、またデータ分析の取扱いにおいても一定水準以上の知識や実績を持つ事業者である。これらの要件を踏まえ、当該業務は、他の事業者では実施することができない。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	個別予防接種事業業務委託（A類疾病）
担当部・課名	健康部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般社団法人 泉佐野泉南医師会 泉佐野市湊1丁目1番30号
契約金額（税込）	65,765,364円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日~平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を卖払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に卖払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>一般社団法人 泉佐野泉南医師会との契約は、地元に密着しており、市民にとっては地元の医療機関であれば、移動の負担も軽減され、都合の良い時間に受診できる利点があります。</p> <p>また、接種者の体調を熟知しているかかりつけ医で接種することで副反応や重篤な健康被害の発生するリスクを抑えることができます。</p> <p>このように、より高い安全性・市民の利便性が必要であることから、本業務を委託できるのは、一般社団法人 泉佐野泉南医師会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものです。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	個別予防接種事業業務委託（高齢者の肺炎球菌感染症）
担当部・課名	健康部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般社団法人 泉佐野泉南医師会 泉佐野市湊1丁目1番30号
契約金額（税込）	1,090,000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日~平成32年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>一般社団法人 泉佐野泉南医師会との契約は、地元に密着しており、市民にとっては地元の医療機関であれば、移動の負担も軽減され、都合の良い時間に受診できる利点があります。</p> <p>また、接種者の体調を熟知しているかかりつけ医で接種することで副反応や重篤な健康被害の発生するリスクを抑えることができます。</p> <p>このように、より高い安全性・市民の利便性が必要であることから、本業務を委託できるのは、一般社団法人 泉佐野泉南医師会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものです。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市先天性風しん症候群予防対策における任意予防接種業務委託
担当部・課名	健康部健康増進課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	一般社団法人 泉佐野泉南医師会 泉佐野市湊1丁目1番30号
契約金額(税込)	735,318円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日~平成32年3月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>一般社団法人 泉佐野泉南医師会との契約は、地元に密着しており、市民にとっては地元の医療機関であれば、移動の負担も軽減され、都合の良い時間に受診できる利点があります。</p> <p>また、接種者の体調を熟知しているかかりつけ医で接種することで副反応や重篤な健康被害の発生するリスクを抑えることができます。</p> <p>このように、より高い安全性・市民の利便性が必要であることから、本業務を委託できるのは、一般社団法人 泉佐野泉南医師会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものです。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	個別予防接種事業業務委託（A類疾病）
担当部・課名	健康部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	地方独立行政法人 りんくう総合医療センター 泉佐野市りんくう往来北2-23
契約金額（税込）	2,075,136円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日~平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>当法人は、泉州南部地域では唯一の基幹病院として、急性期を含む専門医療を提供しており、小児医療の中核病院です。</p> <p>また泉州南部地域の産婦人科医療を担う地域周産期センター、大阪府下最南部のNICUとして稼動しており新生児集中治療もおこなっています。</p> <p>専門的医療を必要とする児、当法人で出生し、経過観察を継続している低出生体重児、発達障がいの療育を受けている児等、多くの市民のかかりつけ医療機関です。</p> <p>当法人と契約することで、接種者の疾病や健康状態を熟知しているかかりつけ医師が接種を行うことができ、副反応や重篤な健康被害の発生するリスクを抑えることができます。</p> <p>このように、より高い安全性・市民の利便性が必要であることから、当法人との契約は必須であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものです。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（結核・肺がん検診）
担当部・課名	健康部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般財団法人 大阪府結核予防会 大阪府大阪市中央区道修町4丁目6番5号
契約金額（税込）	4,883,968円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。府内でがん巡回検診を実施し、かつ国の基準をクリアした業者は限られており、その中で、当会は、精度の高いがん検診を実施している検診施設である。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは一般財団法人 大阪府結核予防会をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（乳がん検診）
担当部・課名	健康部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般財団法人 大阪府結核予防会 大阪府大阪市中央区道修町4丁目6番5号
契約金額（税込）	5,679,020円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input checked="" type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。府内でがん巡回検診を実施し、かつ国の基準をクリアした業者は限られており、その中で、当会は、精度の高いがん検診を実施している検診施設である。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは一般財団法人 大阪府結核予防会をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（子宮がん検診）
担当部・課名	健康部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般財団法人 大阪府結核予防会 大阪府大阪市中央区道修町4丁目6番5号
契約金額（税込）	2,944,000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。府内でがん巡回検診を実施し、かつ国の基準をクリアした業者は限られており、その中で、当会は、精度の高いがん検診を実施している検診施設である。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは一般財団法人 大阪府結核予防会をおいて他なく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（胃がん検診）
担当部・課名	健康部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	公益財団法人 大阪府保健医療財団 大阪府大阪市城東区森之宮1丁目6番107号
契約金額（税込）	6,475,619円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。府内でがん巡回検診を実施し、かつ国の基準をクリアした業者は限られており、その中で、当財団は、精度の高いがん検診を実施している検診施設である。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは公益財団法人 大阪府保健医療財団をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（大腸がん検診）
担当部・課名	健康部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	公益財団法人 大阪府保健医療財団 大阪府大阪市城東区森之宮1丁目6番107号
契約金額（税込）	2,954,411円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。府内でがん巡回検診を実施し、かつ国の基準をクリアした業者は限られており、その中で、当財団は、精度の高いがん検診を実施している検診施設である。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは公益財団法人 大阪府保健医療財団をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（個別胃がん検診）
担当部・課名	健康部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般社団法人 泉佐野泉南医師会 大阪府泉佐野市湊1丁目1番30号
契約金額（税込）	1,424,600円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバーハウスセンター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。個別胃がん検診は、胃内視鏡検査の為、検査実施可能な設備や読影体制が必要であり、集団の巡回検診では、実施が不可能である。</p> <p>個別検診という形態で検診に対応でき、専門知識を有する団体は、当医師会のみである。市民にとっても地元の身近なかかりつけ医であれば、都合の良い時間に受診でき、検診後の経過観察も継続して行ってもらえる利点がある。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは一般社団法人 泉佐野泉南医師会をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（個別乳がん検診）
担当部・課名	健康部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般社団法人 泉佐野泉南医師会 大阪府泉佐野市湊1丁目1番30号
契約金額（税込）	593,520円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。市は集団検診のみによる検診では、検診対象者への検診の機会を十分設けることができず、事業を遂行することが出来ません。</p> <p>個別検診という形態で検診に対応でき、専門知識を有する団体は、当医師会のみである。市民にとっても地元の身近なかかりつけ医であれば、都合の良い時間に受診でき、検診後の経過観察も継続して行ってもらえる利点がある。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは一般社団法人 泉佐野泉南医師会をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（個別子宮がん検診）
担当部・課名	健康部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般社団法人 泉佐野泉南医師会 大阪府泉佐野市湊1丁目1番30号
契約金額（税込）	7,610,108円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。市は集団検診のみによる検診では、検診対象者への検診の機会を十分設けることができず、事業を遂行することが出来ません。</p> <p>個別検診という形態で検診に対応でき、専門知識を有する団体は、当医師会のみである。市民にとっても地元の身近なかかりつけ医であれば、都合の良い時間に受診でき、検診後の経過観察も継続して行ってもらえる利点がある。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは一般社団法人 泉佐野泉南医師会をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（個別子宮がん検診）
担当部・課名	健康部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	地方独立行政法人 りんくう総合医療センター 大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の23
契約金額（税込）	864,416円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/>第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/>第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。市は集団検診のみによる検診では、検診対象者への検診の機会を十分設けることができず、事業を遂行することが出来ません。</p> <p>当医療機関は、大阪南部地域において婦人科疾患診療を行うことが可能であり、市民にとっては安心して子宮がん検診を受けることが出来るとともに、都合の良い時間に受診でき、検診後の経過観察も継続して行ってもらえる利点がある。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは地方独立行政法人 りんくう総合医療センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（個別子宮がん検診）
担当部・課名	健康部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	市立貝塚病院 大阪府貝塚市堀3丁目10番20号
契約金額（税込）	2,071,940円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。市は集団検診のみによる検診では、検診対象者への検診の機会を十分設けることができず、事業を遂行することが出来ません。</p> <p>当医療機関は、大阪南部地域において婦人科疾患診療を行うことが可能であり、市民にとっては安心して子宮がん検診を受けることが出来るとともに、都合の良い時間に受診でき、検診後の経過観察も継続して行ってもらえる利点がある。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは市立貝塚病院において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（個別大腸がん検診）
担当部・課名	健康部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般社団法人 泉佐野泉南医師会 大阪府泉佐野市湊1丁目1番30号
契約金額（税込）	600,000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をせざるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。市は集団検診のみによる検診では、検診対象者への検診の機会を十分設けることができず、事業を遂行することが出来ません。</p> <p>個別検診という形態で検診に対応でき、専門知識を有する団体は、当医師会のみである。市民にとっても地元の身近なかかりつけ医であれば、都合の良い時間に受診でき、検診後の経過観察も継続して行ってもらえる利点がある。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは一般社団法人 泉佐野泉南医師会をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	保健予防システム電子計算処理業務委託（健康管理システム使用料）
担当部・課名	健康部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	1,644,624円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本システムは、当センターが開発しており、運用及び障害対応を行うにあたっては、本システムの内容、使用方法などについて十分に理解し、障害発生時には迅速かつ的確に対応できることが不可欠である。</p> <p>したがって本業務の安定的かつ円滑な運用保守を図るために、当センターと契約する他ありません。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社 南大阪電子計算センターをおいて他なく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	妊娠婦健康診査、乳児一般健康診査及び乳児後期健康診査業務委託
担当部・課名	健康部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般社団法人大阪府医師会 大阪府天王寺区上本町2丁目1番22号
契約金額（税込）	33,700,865円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をせざるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本事業に対応できる専門知識を有する団体は、大阪府下では一般社団法人大阪府医師会しかなく、本団体と契約することによって、受診者が大阪府下の医療機関から受診する医療機関を広く選択することが可能になる。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは一般社団法人大阪府医師会をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	保健センター合併処理浄化槽清掃汲取業務委託
担当部・課名	健康部 健康増進課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	植田清掃 阪南市尾崎町5丁目29-25
契約金額(税込)	562,464円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日~平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/>第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/>第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	植田清掃は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条の規定に基づき、本市が区域を定め、許可している一般廃棄物の収集運搬業者である。本施設は、この植田清掃が許可を受けた区域内に存在し、同区域における唯一の許可業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	尾崎保育所門扉案内業務委託
担当部・課名	こども未来部 こども家庭課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	公益社団法人 阪南市シルバー人材センター 大阪府阪南市鳥取66番地
契約金額（税込）	1,009,184円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>■ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	尾崎保育所門扉案内業務については、シルバー人材センターに登録されている高齢者でも遂行可能な業務であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、地域の高齢者等の活用及び雇用促進を目的として地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	石田保育所門扉案内業務委託	
担当部・課名	こども未来部 こども家庭課	
契約相手方の名称(商号)及び所在地	公益社団法人 阪南市シルバー人材センター 大阪府阪南市鳥取66番地	
契約金額(税込)	1,009,184円	
契約締結日	平成31年4月1日	
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	石田保育所門扉案内業務については、シルバー人材センターに登録されている高齢者でも遂行可能な業務であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、地域の高齢者等の活用及び雇用促進を目的として地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	下莊保育所門扉案内業務委託
担当部・課名	こども未来部 こども家庭課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	公益社団法人 阪南市シルバー人材センター 大阪府阪南市鳥取66番地
契約金額(税込)	1,009,184円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input type="checkbox"/> 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>■ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	下莊保育所門扉案内業務については、シルバー人材センターに登録されている高齢者でも遂行可能な業務であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、地域の高齢者等の活用及び雇用促進を目的として地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	放置自転車返還業務委託	
担当部・課名	事業部 土木管理室	
契約相手方の名称(商号)及び所在地	公益社団法人阪南市シルバー人材センター 大阪府阪南市鳥取66番地	
契約金額(税込)	734,140円	
契約締結日	平成31年4月1日	
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	隨意契約理由	<p>公益社団法人阪南市シルバー人材センターは、高年齢者の雇用就業対策の目的で設立され、地域住民、企業等の様々な分野の業務を受託しており、設立当初より、本市に於いても道路パトロール、公園等の清掃業務等の簡易な作業を委託しております。</p> <p>また、本市の出資団体でかつ収益を目的としない公益的な団体で委託料も安価であり、高年齢者の雇用の創出という法の趣旨を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うものです。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	自転車等駐輪場料金徴収業務委託
担当部・課名	事業部 土木管理室
契約相手方の名称(商号)及び所在地	公益社団法人阪南市シルバー人材センター 大阪府阪南市鳥取66番地
契約金額(税込)	18,810,948円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をせざるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>■ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>公益社団法人阪南市シルバー人材センターは、高年齢者の雇用就業対策の目的で設立され、地域住民、企業等の様々な分野の業務を受託しており、設立当初より、本市に於いても道路パトロール、公園等の清掃業務等の簡易な作業を委託しております。</p> <p>また、本市の出資団体でかつ収益を目的としない公益的な団体で委託料も安価であり、高年齢者の雇用の創出という法の趣旨を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うものです。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	和泉鳥取駅公衆トイレ管理委託
担当部・課名	事業部 土木管理室
契約相手方の名称（商号）及び所在地	公益社団法人阪南市シルバー人材センター 大阪府阪南市鳥取66番地
契約金額（税込）	789,636円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p><input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>■ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>公益社団法人阪南市シルバー人材センターは、高年齢者の雇用就業対策の目的で設立され、地域住民、企業等の様々な分野の業務を受託しており、設立当初より、本市に於いても道路パトロール、公園等の清掃業務等の簡易な作業を委託しております。</p> <p>また、本市の出資団体でかつ収益を目的としない公益的な団体で委託料も安価であり、高年齢者の雇用の創出という法の趣旨を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うものです。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南スカイウェン内公園・緑地管理業務委託
担当部・課名	事業部 土木管理室
契約相手方の名称(商号)及び所在地	公益社団法人阪南市シルバー人材センター 大阪府阪南市鳥取66番地
契約金額(税込)	7,582,545円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input type="checkbox"/> 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>■ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>公益社団法人阪南市シルバー人材センターは、高年齢者の雇用就業対策の目的で設立され、地域住民、企業等の様々な分野の業務を受託しており、設立当初より、本市に於いても道路パトロール、公園等の清掃業務等の簡易な作業を委託しております。</p> <p>また、本市の出資団体でかつ収益を目的としない公益的な団体で委託料も安価であり、高年齢者の雇用の創出という法の趣旨を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うものです。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南駅イタウン内公衆トイレ清掃、公園清掃業務委託
担当部・課名	事業部 土木管理室
契約相手方の名称(商号)及び所在地	公益社団法人阪南市シルバー人材センター 大阪府阪南市鳥取66番地
契約金額(税込)	2,240,056円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>■ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>公益社団法人阪南市シルバー人材センターは、高年齢者の雇用就業対策の目的で設立され、地域住民、企業等の様々な分野の業務を受託しており、設立当初より、本市に於いても道路パトロール、公園等の清掃業務等の簡易な作業を委託しております。</p> <p>また、本市の出資団体でかつ収益を目的としない公益的な団体で委託料も安価であり、高年齢者の雇用の創出という法の趣旨を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うものです。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	都市公園・児童遊園美化業務委託
担当部・課名	事業部 土木管理室
契約相手方の名称(商号)及び所在地	公益社団法人阪南市シルバー人材センター 大阪府阪南市鳥取66番地
契約金額(税込)	1,616,160円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input type="checkbox"/> 第2号</p> <p>□契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□運送又は保管をさせるとき</p> <p>□プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>■ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>公益社団法人阪南市シルバー人材センターは、高年齢者の雇用就業対策の目的で設立され、地域住民、企業等の様々な分野の業務を受託しており、設立当初より、本市に於いても道路パトロール、公園等の清掃業務等の簡易な作業を委託しております。</p> <p>また、本市の出資団体でかつ収益を目的としない公益的な団体で委託料も安価であり、高年齢者の雇用の創出という法の趣旨を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うものです。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	平成31年度阪南市公共下水管路施設浚渫清掃業務委託
担当部・課名	事業部 下水道課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社ユニティ 大阪府阪南市黒田348番地
契約金額(税込)	5,411,000円(公共下水道汚水管路施設浚渫清掃業務委託・公共下水道雨水管路施設浚渫清掃業務委託・公共下水管路施設緊急浚渫清掃業務委託・公共下水管路施設点検調査業務委託の単価契約)
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>公共下水管路施設浚渫業務の主要内容として緊急対応がある。主に公共下水道汚水管路施設(管渠・取付管・污水樹等)の閉塞を除去するもので、下水道機能確保のため、早急に対応する必要があり、緊急対応ができない場合は、下水道が使用できなくなり、市民生活に多大なる影響が出てしまう。</p> <p>また、これらの閉塞を防ぐためには、管路施設の維持機能向上のため、定期的な浚渫清掃作業が必要である。これらの清掃を実施するためには、高圧洗浄車(ジェット)及び強力吸引車(バキュームダンパー)等の車両を所有し、浚渫清掃実施のための技術力や十分な経験が求められる。</p> <p>さらに、緊急対応時には、本契約仕様書に記載している、平日・休日(年末年始を含む)、昼夜間の時間帯を問わず適切な連絡体制や人員編成をもって現場に短時間で到着でき、阪南市内の地理や公共下水道の状況にも熟知していることも実績として求められる。管路施設の定期的清掃に関しては、緊急対応後、関連する管路施設の清掃が必要となった場合には、緊急対応との整合性等が不可欠となってくる。</p> <p>以上の条件を考慮すると、本業務には緊急対応が可能な市内業者が適しており、加えて必要な機材を所有し、本市公共下水道の管路施設浚渫清掃に十分な実績が認められるのは、株式会社ユニティ以外にない。</p> <p>以上の理由により、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき、株式会社ユニティと随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	下水道企業会計システム保守業務委託
担当部・課名	事業部 下水道課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額(税込)	614,304円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定(地方公営企業法施行令第21条の14第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をせざるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>平成30年度より本市下水道事業が地方公営企業法を一部適用することに伴い、本市下水道事業会計事務の専門性、特殊性を反映した会計システムを構築し、同年より稼働している。</p> <p>本業務は、当該システムを安定的に運用するために、定期的なメンテナンスを実施し、システム運用を正常かつ適正な状態に保つための業務であり、確実に実施する必要がある。</p> <p>当システムの運用中及び保守点検中に不具合等の異常が発生した場合、迅速な対応及びシステム修正等が必要となり、それらの業務を履行できるのは、システム構築を行った南大阪電子計算センター以外にない。</p> <p>以上の理由により、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき、株式会社南大阪電子計算センターと随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	小学校植木剪定業務委託
担当部・課名	教育総務課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	公益社団法人阪南市シルバー人材センター 阪南市鳥取66番地
契約金額(税込)	895,000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をせざるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>■ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、公益社団法人阪南市シルバー人材センターにおいて履行することが可能な業務であり、高齢者雇用の安定促進に寄与するものである。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	合併処理浄化槽清掃汲取業務委託（朝日小学校）
担当部・課名	教育総務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	有限会社 大洲 阪南市鳥取中703番地の1
契約金額（税込）	912,384円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p>■契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□運送又は保管をさせるとき</p> <p>□プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項の規定により、一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥・し尿を含むその他の汚泥の収集・運搬）については、区域等を定めて許可を行っていることから、当該業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	合併処理浄化槽清掃汲取業務委託（鳥取東中学校）
担当部・課名	教育総務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	有限会社 大洲 阪南市鳥取中703番地の1
契約金額（税込）	1,164,780円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を卖払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に卖払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をせざるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項の規定により、一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥・し尿を含むその他の汚泥の収集・運搬）については、区域等を定めて許可を行っていることから、当該業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	合併処理浄化槽清掃汲取業務委託（下荘小学校）
担当部・課名	教育総務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	有限会社 南工業所 阪南市貝掛669番地の2
契約金額（税込）	1,150,848円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項の規定により、一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥・し尿を含むその他の汚泥の収集・運搬）については、区域等を定めて許可を行っていることから、当該業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	合併処理浄化槽清掃汲取業務委託（舞小学校）
担当部・課名	教育総務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	有限会社 南工業所 阪南市貝掛669番地の2
契約金額（税込）	997,272円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項の規定により、一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥・し尿を含むその他の汚泥の収集・運搬）については、区域等を定めて許可を行っていることから、当該業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	合併処理浄化槽清掃汲取業務委託（貝掛中学校）
担当部・課名	教育総務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	有限会社 南工業所 阪南市貝掛669番地の2
契約金額（税込）	1,160,568円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項の規定により、一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥・し尿を含むその他の汚泥の収集・運搬）については、区域等を定めて許可を行っていることから、当該業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

随意契約案件及び理由書

契約案件名	心臓検診業務委託
担当部・課名	生涯学習部 教育総務課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	医療法人 厚生会 大阪市西区南堀3-15-26
契約金額(税込)	単価契約(契約上限額: 1,574,000円)
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日~平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号
	<input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき
	<input type="checkbox"/> ■特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき
	<input type="checkbox"/> □試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき
	<input type="checkbox"/> □市の行為を秘密にする必要があるとき
	<input type="checkbox"/> □国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき
	<input type="checkbox"/> □学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき
	<input type="checkbox"/> □土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき
	<input type="checkbox"/> □運送又は保管をさせるとき
	<input type="checkbox"/> □プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定
<input type="checkbox"/> □ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
<input type="checkbox"/> □ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
<input type="checkbox"/> □ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
<input type="checkbox"/> □ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
<input type="checkbox"/> □ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき	
<input type="checkbox"/> □ 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
隨意契約理由	学校保健安全法に基づき、児童生徒の心臓検診を実施しているが、活動が活発になる小学生が安心して学校生活を送るために、心臓検診については、限られた期間内に、円滑かつ精度の高い健診を行う必要があり、また、児童生徒の健康の継続的な管理が望ましい。そのためには、次の点が必要不可欠である。 ①検査結果の精度に信頼性があること。 ②学校行事等を踏まえた日程調整や、検査実施等の学校現場とのやり取りを円滑に行うことができること。 ③検査に必要な機器を保有していること。 ④心臓2次検査において、負荷心電図を測定し、小児循環器専門医による聴打診を行うことで、より精度の高い結果をもって、主治医受診に円滑につなげることができること。 これらの条件を満たし、本事業を委託できるのは、医療法人 厚生会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

随意契約案件及び理由書

契約案件名	尿検査業務委託	
担当部・課名	生涯学習部 教育総務課	
契約相手方の名称(商号)及び所在地	医療法人 橘甲会 大阪市中央区内久宝寺町3-4-1	
契約金額(税込)	単価契約(契約上限額: 1,381,000円)	
契約締結日	平成31年4月1日	
契約期間	平成31年4月1日~平成32年3月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p>	
	<p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p>	
	<p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p>	
	<p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p>	
	<p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p>	
	<p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p>	
	<p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>	
	随意契約理由	<p>学校保健安全法に基づき、児童生徒の尿検査を実施しているが、1次検査、2次検査を実施後、本市においては、複数の専門医師による腎臓検診判定委員会において精査することにより、主治医を受診するまでの暫定結果を判定しており、そのため、より円滑な主治医受診が実現している。</p> <p>しかしながら、この精査方法を実現するには、本市独自の判定委員会という制度の熟知と、判定委員会を実施する期日までに迅速に結果を集約し、判定委員会で判定するための資料となる結果を資料として作成する必要がある。こういった条件を満たし、本事業を委託できるのは、医療法人 橘甲会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

随意契約案件及び理由書

契約案件名	教職員定期健診業務委託
担当部・課名	生涯学習部 教育総務課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	社会医療法人生長会 阪南市民病院 阪南市下出17
契約金額(税込)	2,722,810円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号
	<input checked="" type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき
	<input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき
	<input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき
	<input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき
	<input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき
	<input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を卖払い又は貸し付けるとき
	<input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に卖払い又は貸し付けるとき
	<input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき
	<input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定
<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合	
<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき	
<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
隨意契約理由	本市の公設の病院であるため積極的な活用が望ましく、受診者がその後の治療をすることが容易になると考えられる。胃検診についても同様である。 さらに、費用的な面においても、医師派遣料等を支払わなくてよいため比較的安く検診を実施することができる。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは社会医療法人生長会 阪南市民病院をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	蒸気ボイラー及び空調保守点検業務委託
担当部・課名	学校給食センター
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社 日本サーモエナー 大阪府堺市堺区市之町東5丁2-11
契約金額(税込)	900,288円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	学校給食センターのボイラーは、老朽化による経年劣化により頻繁に機器の故障等が発生しており、その運用にはバルブの開閉などボイラーの微調整が必要となってきます。不具合発生時には応急対応や調整を迅速に対応できるのは、ボイラー設置業者である株式会社日本サーモエナー以外にない。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	汚水処理施設維持管理業務委託		
担当部・課名	学校給食センター		
契約相手方の名称(商号)及び所在地	有限会社 南工業所 大阪府阪南市貝掛669-2		
契約金額(税込)	2,936,736円		
契約締結日	平成31年4月1日		
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日		
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input checked="" type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 		
	<p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p>		
	<p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p>		
	<p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p>		
	<p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p>		
	<p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p>		
	<p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>		
	随意契約理由	<p>阪南市立学校給食センターの汚水処理施設は構造的には、し尿処理施設の割合が低く、大部分は産業廃棄物処理施設でありグリストラップ4箇所、単独浄化槽1箇所、産業廃棄物処理施設1箇所(計6箇所)は、他にはない非常に特殊な構造を持っています。当センターの汚水処理施設は、老朽化による経年劣化により能力低下等を招き頻繁に浄化槽異常や機器の故障等が発生しており、施設は、現委託業者である南工業所において管理されてきたことから施設の構造等を熟知しており、維持管理者としての知識を活用し、同社は昼夜を問わずセンターに出向き迅速で極め細やかでの的確な対応により維持管理業務を遂行してきました。清掃管理、維持管理に分離して業務委託を行うことについては、リスクも大きく危険であることから、学校給食を止めることができないことを考慮すると一体的な維持管理が必要であります。適正な排水を維持し、老朽化している現施設を維持管理していくためには、現業者のノウハウは必要不可欠であります。</p>	
		<p>以上のような理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>	

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	グリストラップ汚泥処理業務委託
担当部・課名	学校給食センター
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社 クリーンステージ 大阪府和泉市テクノステージ2丁目3-30
契約金額(税込)	1,253,880円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日~平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>学校給食を調理する上で、学校給食センターから液状有機汚泥が日々発生します。この有機汚泥を放置すると老朽化して機能が落ちた汚水処理施設を稼働させて適正な排水を維持することが困難になることから、グリストラップ内の有機汚泥を除去し、汚水処理施設の稼働状況を改善する必要があります。平成23年度よりグリストラップの汚泥処理が産業廃棄物処理に移行したことから、泉州地区で唯一産業廃棄物の最終処分場を持ち、かつ、最も合理的な方法で汚泥を適正に処分ができるのは、和泉市のテクノステージにある株式会社クリーンステージしかありません。</p> <p>以上のような理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市公共スポーツ施設等予約システム保守委託
担当部・課名	生涯学習部 生涯学習推進室
契約相手方の名称（商号）及び所在地	（株）南大阪電子計算センター 貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	933,120円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	公共スポーツ施設等予約システムについては、（株）南大阪電子計算センターが構築したシステムで電算処理を行っており、本事業を委託できるのは、（株）南大阪電子計算センター以外に存在しない。以上のことから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	各種大会運営委託
担当部・課名	生涯学習部 生涯学習推進室
契約相手方の名称(商号)及び所在地	阪南市体育協会 阪南市光陽台一丁目17番24号
契約金額(税込)	715,000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成31年9月30日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバーハウスセンター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	各種大会の業務委託にあたっては、本市の生涯スポーツの振興及び社会体育の周知、普及を総合的かつ体系的に行っている体育協会以外には当該契約をできる者が存在しない。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	尾崎公民館夜間管理業務委託
担当部・課名	生涯学習部 尾崎公民館
契約相手方の名称(商号)及び所在地	公益財団法人 阪南市シルバー人材センター 阪南市鳥取66番地
契約金額(税込)	1,297,531円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input type="checkbox"/> 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	公民館の夜間管理は、シルバー人材センターに登録されている高齢者でも遂行可能な業務であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、地域の高齢者等の活用及び雇用促進を目的として、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	東鳥取公民館夜間管理業務委託
担当部・課名	生涯学習部 東鳥取公民館
契約相手方の名称（商号）及び所在地	公益社団法人 阪南市シルバー人材センター 阪南市鳥取66番地
契約金額（税込）	1,297,531円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>■ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	公民館の夜間管理は、シルバー人材センターに登録されている高齢者でも遂行可能な業務であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、地域の高齢者等の活用及び雇用促進を目的として、地方自治法施行令第167条の2第1項3号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	西鳥取公民館夜間管理業務委託
担当部・課名	生涯学習部 西鳥取公民館
契約相手方の名称(商号)及び所在地	公益財団法人 阪南市シルバー人材センター 阪南市鳥取66番地
契約金額(税込)	1,297,531円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input type="checkbox"/> 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>■ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>公益財団法人阪南市シルバー人材センターは、高齢者の雇用就業対策の目的で設置され、地域住民、企業等の様々な分野の業務を受託しており、設立当初より、本市においても道路パトロール、公園等の清掃業務等の簡易な作業を委託している。</p> <p>また、本市の出資団体で、かつ収益を目的としない公益的な団体であり、高齢者雇用の創設という法の趣旨を踏まえ、同センターと地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	合併処理浄化槽清掃汲取業務委託
担当部・課名	生涯学習部 西鳥取公民館
契約相手方の名称(商号)及び所在地	有限会社 南工業所 阪南市貝掛669番地の2
契約金額(税込)	698,220円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	(有)南工業所は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条の規定に基づき、本市が区域を定め、許可している一般廃棄物の収集運搬業者である。本施設は、この(有)南工業所が許可を受けた区域内に存在し、同区域における唯一の許可業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	冷暖房設備保守管理業務委託
担当部・課名	生涯学習部 西鳥取公民館
契約相手方の名称(商号)及び所在地	紀陽ダイキン空調株式会社 和歌山市西浜803番地の17
契約金額(税込)	702,000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	西鳥取公民館においては、ダイキンの空調設備機械導入後、23年経過をしており、設備の老朽化により、一部の機種には水銀レベル装置の傾斜等により温度調整等が必要となったり、集中管理を行ったりといった特殊性を要する設備となっている。そのため、製造会社である上記の契約業者は、各系統を詳細に把握し、保守や修理(技術)においても部品の調達が容易であり、製造中止製品の緊急代用品も早急に対応できるなどのメンテナンス対応がとれる業者である。以上のような理由により、本業務を委託できるのは紀陽ダイキン空調株式会社を除いて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	書誌情報作成委託料
担当部・課名	生涯学習部 図書館
契約相手方の名称(商号)及び所在地	フィルムルックス(株) 東京都新宿区西五軒町 6 番 10 号
契約金額(税込)	単価契約
契約締結日	平成 31 年 4 月 1 日
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
根拠規定 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項)	<p>■ 第 2 号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第 3 号又は 4 号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第 5 号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第 8 号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p>□ 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	書誌情報(MARC)は市民が求める資料を図書館システムで貸出・返却・検索・予約等をするために必須のデータである。現在使用中の MARC はフィルムルックス(株)が製作する OPLMARC であり、製作・販売を行っているのはフィルムルックス(株)1 社である。以上のような理由により、本業務を委託できるのはフィルムルックス(株)をおいて他になく、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号の規定により随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	個別予防接種事業業務委託（A類疾病）
担当部・課名	健康部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	社会医療法人 生長会 阪南市民病院 阪南市下出17
契約金額（税込）	10,612,850円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバーハウス人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>社会医療法人 生長会 阪南市民病院は、泉州南部における公的中核病院として、一般急性期医療とともに亜急性期、回復期医療の機能も強化し、救急医療については、2次救急を担当しています。</p> <p>多くの市民のかかりつけ医であり、アレルギー疾患児等、他の医療機関では接種困難な児の対応も行っています。</p> <p>当法人と契約することで、接種者の疾病や健康状態を熟知している医師が接種を行うことができ、副反応や重篤な健康被害の発生するリスクを抑えることができます。</p> <p>このように、より高い安全性・市民の利便性が必要であることから、当法人との契約は必須であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものです。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（個別胃がん検診）
担当部・課名	健康部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	社会医療法人 生長会 阪南市民病院 大阪府阪南市下出17
契約金額（税込）	635,850円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/>第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバーパートナーセンター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/>第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。個別胃がん検診は、胃内視鏡検査の為、検査実施可能な設備や読影体制が必要であり、集団の巡回検診では、実施が不可能である。</p> <p>当医療機関は、大阪南部地域において消化器疾患診療を行うことが可能であり、市民にとって安心して胃がん検診を受けることが出来るとともに、都合の良い時間に受診でき、検診後の経過観察も継続して行ってもらえる利点がある。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは社会医療法人 生長会 阪南市民病院において他なく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（個別子宮がん検診）
担当部・課名	健康部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	社会医療法人 生長会 阪南市民病院 大阪府阪南市下出17
契約金額（税込）	753,920円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。市は集団検診のみによる検診では、検診対象者への検診の機会を十分設けることができず、事業を遂行することが出来ません。</p> <p>当医療機関は、大阪南部地域において婦人科疾患診療を行うことが可能であり、市民にとっては安心して子宮がん検診を受けることが出来るとともに、都合の良い時間に受診でき、検診後の経過観察も継続して行ってもらえる利点がある。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは社会医療法人 生長会 阪南市民病院をおいて他なく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	風しん追加的対策事業に係るクーポン券作成等業務委託
担当部・課名	健康部健康増進課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額(税込)	1,328,264円
契約締結日	平成31年4月10日
契約期間	平成31年4月10日～令和元年5月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>健康管理システムは、株式会社 南大阪電子計算センターが開発しており、予防接種のシステム使用及び保守にあたっては、同社と契約締結しているところです。</p> <p>本事業における対象者のマスター作成、クーポン券の作成及び送付を一括して早急に行うにあたっては、このシステムを利用せざるを得ず、同社と契約する他ありません。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは、同社をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	箱作海水浴場管理運営業務委託
担当部・課名	市民部 まちの活力創造課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	箱作海水浴場管理組合 大阪府阪南市箱作3341
契約金額（税込）	850,000円
契約締結日	平成31年4月10日
契約期間	平成31年4月10日～令和元年9月13日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/>特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を卖払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に卖払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をせざるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>箱作海水浴場開設にあつては、大阪府遊泳場条例等に基づく各種手続や水質調査を行うとともに、監視台、休憩台、サメ防護用ネット及びオイルフェンス等の遊泳者の安全対策設備を海水浴場内に設置しなければならない。これらの業務については、本海水浴場やその周辺海域の専門的な知識を有した者が確実に実施すべきであり、また、万一の水難事故等に備え、捜索・救助活動等を迅速に行うことができる体制を整備しておく必要がある。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは箱作海水浴場管理組合において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	地方税共通納税システム導入業務委託
担当部・課名	市民部 税務課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額(税込)	3,483,270円
契約締結日	平成31年4月23日
契約期間	契約締結の日～平成31年9月30日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	当該業務は、既存のシステムを改修し、稼働の試験を行うものであり、既存システムを導入した株式会社南大阪電子計算センター以外の事業者では対応することができない。したがって、本業務を委託できるのは、株式会社南大阪電子計算センターにおいて他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	大阪府知事選挙における公報配布業務委託
担当部・課名	選挙管理委員会事務局
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社 ダイコク 大阪府交野市星田北5丁目12番35号
契約金額(税込)	712,001円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	契約締結日～平成31年4月12日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>□ 第2号</p> <p>□ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>■ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	本業務は大阪府知事が任期途中で辞意表明をしたため、大阪府知事選挙が急遽執行となつことによるものである。そのため、当選挙の選挙公報を選挙期日までに市内全世帯に配布しなければならないので、本業務にかかる業者を早急に選定する必要がある。 しかし、配布開始までは非常に短期間であり、競争入札に付することができないことから、同日執行される大阪府議会議員選挙における公報配布業務で委託契約をしている株式会社ダイコクと地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約するものである。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	天地表裏反転ユニット
担当部・課名	行政委員会事務局（選挙管理委員会事務局）
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 ムサシ 大阪府東大阪市長田中3丁目6番1号
契約金額（税込）	1,188,000円
契約締結日	平成31年4月1日
契約期間	(納入期限) 平成31年4月7日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p> <p>近年ではメディアなどで開票結果を大きく取り上げるなど、いち早く知りたいと考える選挙人や候補者等の要請に応えるために、今後もより迅速かつ確実な開票結果が求められている。 そんな中、現在は投票用紙を分類するのに読取分類機を使用しているが、本機器だけでは投票箱を開封した後には、表裏混在した投票用紙を1枚1枚並び替えて、機械に読み取らせていく必要がある。しかし、今回購入する天地表裏反転ユニットを用いれば、投票用紙を揃えるだけで、読み取っていくことが可能となる。したがって、将来的にも開票事務従事者の作業量の軽減、開票作業の短縮化が想定される。</p> <p>購入機器については、平成29年10月に購入した(株)ムサシ社製の自書式投票用紙読取分類機テラックCRS-VAと増設ユニットを設置するので、他社製品の機器では接続ができない。そのため、本機器については、同機器の販売を唯一取り扱うことができる(株)ムサシと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するものである。</p>